



「パワハラ隠蔽」の次は「事実の捏造」！？

会社による捏造を許さない!①

【今事象が発生するに至った経緯】※HACHIOJI No.3~5 を参照

八王子支社管内の駅で勤務しているAさんが業務管理の行き違いからB副長から聞き取りを受けた。認識の違いから激高したB副長に恐怖を感じたAさんはその場を離れようとするが、B副長に制止され「まだ話は終わってない、席に戻れ!」と強く言い、座っていた場所に押さえつけられた。そして無抵抗であったAさんの首元あたりを強い力で押さえつけ、B副長の暴行に恐怖と身の危機を感じたAさんは、B副長を振り払った。

その3ヶ月後Aさんは「管理者を突き飛ばし傷害を負わせた」と言う理由で出勤停止20日の処分と出向が命じられた。

またB副長は、Aさんが振り払った際に突き飛ばされ、尻餅をつき負傷したとして労災を申請した。



【9月27日に発生した事象】

出向しているAさんは八王子支社社員から、B副長が労災を申請したことに伴う「第三者行為災害報告書」の書面を手渡され記載を求められた。

※「第三者行為災害報告書」とは？

業務中に第三者の行為（この場合はAさんに突き飛ばされ尻餅をつく）が原因で被害を被った際に、労災申請の手続きを行うために提出する書類。



提出期限を大幅に過ぎて「いま書け」なんて無責任だろ?!

報告書は労働基準監督署から委託された弁護士事務所から8月9日付で元勤務先の駅に郵送され、8月30日が提出期限とされていた。

また書面には「提出期限までにご返事いただけなかった場合は、貴殿(Aさん)のご意見は反映されず、相手方(B副長)の意見をもとに本件災害の過失割合等が決定されることがある」と記載されていました。

しかし労災申請で重要な書面にもかかわらず、提出期限を1ヶ月も過ぎた時期にAさんに渡しています。

重要な書面を放置し、提出期限を過ぎた時期に手渡す会社は無責任ではないか?!